

岩手県学童保育連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、岩手県学童保育連絡協議会という。

(目的)

第2条 この会は、岩手県内の学童保育クラブの指導員と保護者等が協力・連携し、学童保育の普及と発展に寄与することを目的とする。

(構成)

第3条 この会は、学童保育クラブ又は保護者会、その他学童保育に関心のある団体及び個人の会員をもって構成する。

(1) 一般会員

学童保育クラブ又は保護者会

(2) 団体・個人会員

本規約を認め入会した団体及び個人

(事業)

第4条 この会は、会の目的を達成するため次の事業を行なう。

(1) 学童保育の研究と改善のための事業

(2) 学童保育づくりの指導と援助に関する事業

(3) 指導員、父母、子どもの交流と親睦を図る事業

(4) 学童保育の施設や、保育内容の改善、指導員の労働条件改善のための事業

(5) その他、学童保育の発展に必要な事業

(加入及び退会)

第5条 この会に加入又は退会するときは、書面で会長に届出しなければならない。

(議決機関)

第6条 この会の議決機関として総会及び運営委員会をおく。

(1) 総会

① 総会は毎年6月に開催する。ただし、会員の3分の1の要求があったとき並びに運営委員会が特に必要と認めた場合は臨時に開催することができる。

② 総会の付議事項は次のとおりとする。

ア) 活動方針

イ) 予算及び決算

ウ) 規約の変更

エ) 他団体への加入及び脱退

オ) その他必要な事項

③ 総会は、過半数の代議員の出席によって成立する。ただし、委任状の出席も認める。

④ 代議員の選出区分は次のとおりとする。

ア) 一般会員 世帯数40未満 2人
40以上 3人

イ) 団体・個人会員

団体会員 団体の代表者 1人
個人会員 会員当人

(2) 運営委員会

- ① 運営委員会は総会に次ぐ議決機関で、一般会員の代表者及び役員会で構成し、次のことを決める。
 - ア) 総会の議決に基づいた事項の運営
 - イ) 総会までの補正予算
 - ウ) 緊急を要する重要な事項
 - エ) 諸規定の改廃
 - オ) その他必要な事項
- ② 運営委員会は会長が招集する。ただし、会員の3分の1の要求があった場合は開催することができる。
- ③ 運営委員会は、過半数の運営委員の出席によって成立する。ただし、委任状の出席も認める。

(役員会)

第7条 この会に、次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 1名
- (5) 事務局員 若干名
- (6) 会計 1名
- (7) 会計監査 2名

(顧問)

第8条 この会に顧問をおくことができる。

(専門部)

第9条 役員会に次の専門部をおく。

- (1) 総務部
- (2) 組織部
- (3) 研修部
- (4) ほいく誌部

(事業年度)

第10条 この会の事業年度は、毎年4月1日より3月31日までとする。

(経費)

第11条 この会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

(会費)

第12条 会費は次のとおりとする。

- (1) 一般会員 一世帯につき 年額 750円
- (2) 団体会員 一団体につき 年額5,000円
- (3) 個人会員 一人につき 年額1,000円

(付則)

1. 1969年10月制定
2. 1971年 6月19日一部改正
3. 1975年 1月 9日一部改正
4. 1976年 5月 9日一部改正
5. 1977年 9月25日一部改正
6. 1979年 7月 8日一部改正
7. 1981年 6月 7日一部改正
8. 1982年 4月25日一部改正
9. 1989年 5月14日一部改正
10. 1993年 5月 9日一部改正
11. 1997年 8月30日一部改正
12. 2011年 6月 5日一部改正
13. 2013年 6月 2日一部改正
14. 2023年 6月18日一部改正